

令和8年度「林業死亡災害撲滅運動」実施要綱

北海道労働局労働基準部
北海道森林管理局森林整備部
北海道水産林務部

北海道の林業現場において、令和6年11月から令和7年3月にかけて8人もの命が失われたことを踏まえ、令和7年度に「林業死亡災害撲滅運動」を実施したところです。

その結果、令和7年4月以降、死亡災害ゼロを継続していますが、林業現場ではチェーンソーによる伐木など危険を伴う作業が多く、引き続き、労働安全衛生法及び関係ガイドラインに基づく安全対策が確実に履行されるよう、事業者は安全教育及び作業場所の巡視等の取組を充実させ、作業者に安全意識を定着させることが重要です。

北海道内の平成28年から令和7年までの過去10年間の統計によると、立木に起因する労働災害は、10月から増え始め、冬期間に高止まりする傾向があります。

このようなことから、9月を「安全衛生教育強化期間」、10月から11月までを「現場安全管理強化期間」と定め、本運動を以下のとおり実施するものとします。

1 運動期間

安全衛生教育強化期間	令和8年 9月1日～令和8年 9月30日
現場安全管理強化期間	令和8年10月1日～令和8年11月30日

2 主唱者(順不同)

北海道労働局労働基準部
北海道森林管理局森林整備部
北海道水産林務部

3 協賛者(順不同)

林業・木材製造業労働災害防止協会 北海道支部
北海道森林組合連合会
北海道森林整備事業連合協議会
北海道素材生産業協同組合連合会
北海道森づくり推進協議会
一般社団法人北海道造林協会
栄林会
北海道木材産業協同組合連合会

4 実施者

林業事業者

5 主唱者の実施事項

- (1) 「林業死亡災害撲滅運動」リーフレットの配布による周知・広報を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全衛生教育の充実を図るための支援を行う。
- (4) 現場安全パトロールを実施する。

6 協賛者の実施事項

- (1) 「林業死亡災害撲滅運動」リーフレットの配布による周知・広報を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。

7 実施者(林業事業者)の実施事項

(1) 安全衛生教育強化期間における実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では次の事項を実施する。

- ア 安全大会等を実施し、経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚を図る。
- イ 現場作業員全員に対し、安全衛生教育を実施する。特に、伐木作業及び車両系木材伐出機械の運転等に係る労働安全衛生規則、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に記載されている事項について遵守を徹底する。
- ウ 作成された作業計画の内容に沿って作業を行うことについて周知徹底する。
(※作業計画とは「チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画」や車両系木材伐出機械や車両系建設機械等の作業計画を指す。)

(2) 現場安全管理強化期間における実施事項

上記(1)の事項を含めた現場の安全管理状況を確認するため、次の事項を実施する。

- ア 経営トップや事業場の安全衛生管理者による安全パトロールを実施し、現場の安全管理状況の総点検を実施する。
- イ 安全旗の掲揚、標語の掲示その他現場に掲示すべき書類の掲示状況を確認する。
- ウ 現場責任者による現場巡視を実施し、上記(1)イ、ウに記載された事項について、作業員が遵守していることを確認する。また、現場巡視により不安全な行動が認められた作業員に対しては必要な指導を行う。